

うるま市選挙管理委員会告示第55号

令和8年10月4日執行のうるま市議会議員選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することのできる実費弁償及び報酬の最高額は、次に掲げる額とする。

令和8年9月27日

うるま市選挙管理委員会

委員長 安田 健

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- ① 鉄道賃：鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ② 船 賃：水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ③ 航空賃：航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ④ 車 賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
- ⑤ 宿泊料（食事料二食分を含む）：1夜につき23,000円
- ⑥ 弁当料：1食につき1,500円 1日につき4,500円
- ⑦ 茶菓料：1日につき1,000円

2 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる実費弁償の額の基準

- ① 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃：上記1の①～④に掲げる額
- ② 宿泊料（食事料を含まない）：1夜につき20,000円

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額の基準

- ① 基本日額：10,000円以内
- ② 超過勤務手当：1日につき基本日額の5割以内

4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）

- ① 事務員等に支給することができる報酬の額：1人1日につき15,000円以内
- ② 車上運動員、手話通訳者、要約筆記者：1人1日につき20,000円以内